

入 札 説 明 書

岩手県立大船渡病院宿直業務委託

岩手県立大船渡病院総務課

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立大船渡病院が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名
岩手県立大船渡病院宿直業務委託
- (2) 業務の仕様その他明細
別紙「岩手県立大船渡病院宿直業務仕様書」による。
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
岩手県立大船渡病院

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、岩手県総務部で作成した令和7・8・9年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち、「設備の保守管理（その他）」において登録を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者若しくは再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (6) 過去2年以内に当委託契約と同種同規模の契約を複数実施し、その全てを誠実に履行していること。
- (7) 盛岡市に本社があるか、沿岸広域振興局管内（大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町に限る。）又は県南広域振興局管内（奥州市、金ヶ崎町、花巻市、北上市、遠野市、一関市、平泉町、西和賀町に限る。）に本社、支店、営業所のいずれかを有していること。
緊急の場合に即時対応出来るものであること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和8年2月25日(水)までに平日の午前9時から午後5時までの間に15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、入札参加者は提出した書類について病院長から説明を求められた場合には、完全な説明をしなければならない。

ア 競争参加資格を証明する書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書(別紙「様式第1号」)
 - (イ) 業務が履行できることの誓約書(別紙「様式第2号」)
 - (ウ) 業務実績等に関する誓約書(別紙「様式第3号」)
- 実績が確認できる書類(契約書の写し等)

- (2) 提出された書類は返却しない。

- (3) 入札参加者は、本説明書(業務仕様書を含む。以下「説明書等」という。)を熟覧の上、入札しなければならない。

4 質問書の受付及び回答方法について

本件入札に対して質問がある場合は、書面(様式は任意。FAXによる提出可)により令和8年2月18日(水)午後3時までに15(3)の場所に提出しなければならない。

なお、回答は、質問者及び入札参加者に対し令和8年2月20日(金)午後5時までにFAXにより回答する。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

- (3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (4) 代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

6 入札書記載事項

- (1) 入札年月日

- (2) 頭書に「入札書」である旨記載

- (3) 入札金額

- (4) 入札件名

- (5) あて名(「岩手県立大船渡病院長」とする)

- (6) 入札参加者住所・氏名・印(委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者

氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載）

7 入札及び開札の日時及び場所等

令和8年3月3日(火)午前11時15分 岩手県立大船渡病院 3階中会議室

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 入札保証金に関する事項

入札金額に100分の110を乗じて得た額の100分の3以上の額を納入すること。

ただし、医療局財務規程第184条の規程に基づく要件を満たすことを確認した場合に免除することがある。

9 入札への参加

3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は令和8年2月27日(金)までにFAXにより通知する。

10 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

11 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した競争参加資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、岩手県医療局財務規程 第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者と

はならないこと。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (2)の同価格の入札をした者のうち、立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取消すことがある。

12 再度入札に関する事項

- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。また、7(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

13 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げる要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (2) 岩手県から庁舎等管理業務の委託契約又は県営建設工事に係る指名停止を受けていないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む）又は支店もしくは営業所を代表する者等、その他経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の5以上の額とする。
ただし岩手県医療局財務規程第203条に該当する場合においては、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約履行後に契約の相手方に還付する。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県立大船渡病院に帰属する。
- (5) 「別添1（契約の保証について）」(1)の確認のため、別紙1「契約の保証に関する届出書」を落札後速やかに病院長に提出するものとする。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとし、本件入札が中止された場合等であってもその補償を請求することが出来ないものとする。
- (2) 本委託業務に係る予算案が県議会の2月定例会において否決された場合は、本契約手続きを

取り消すものとする。

(3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒022-8512 岩手県大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1

岩手県立大船渡病院総務課

電話：0192-26-1111 FAX：0192-27-9285